

令和5年度

岩宿駅駅前広場基本計画策定及び周辺道路交通ネットワーク検討業務仕様書(案)

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、みどり市（以下「発注者」という。）が発注する「岩宿駅駅前広場基本計画策定及び周辺道路交通ネットワーク検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(趣旨・目的)

第2条 岩宿駅は、近隣都市への通勤・通学に必要な交通結節点であるが、アクセス道路や駅前広場、駐車場等のインフラが十分整備されておらず、交通渋滞が大きな課題であることから、近接する県道の交差点改良事業が実施される場所である。そこで、この県道の交差点改良事業と連携し、駅前広場の整備等によるアクセス性と駅周辺の回遊性を高め、地域一体としての利便性や魅力の向上を図るため、市民参加のワークショップの開催を通じて、市民のニーズをとりまとめ、岩宿駅周辺のあるべき姿や取り組むべき施策を「岩宿駅を核とした総合的なまちづくりプラン(以下「プラン」という。）」として、令和4年度に策定した。

本業務は、プランに位置付けた岩宿駅北口・南口駅前広場の整備に関する基本計画と、安全・快適で多様なニーズに応える人中心のウォークアブルな道路空間を創出するために必要な道路交通ネットワークの形成について、現地踏査や交通データの分析を踏まえた検討を行い、具体性及び現実性を高めて設計業務につなげることを目的とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月22日までとする。

(業務場所)

第4条 本業務の対象場所は、岩宿駅周辺とする。

(関係法令・計画等)

第5条 本業務の実施に当たっては、関係法令・計画等の最新版を活用すること。

(配置技術者)

第6条 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置技術者として選任する。  
なお、各技術者は以下の資格を有する者から選任する。

(1) 管理技術者・照査技術者

技術士又はRCCMの有資格者とし、専門分野を「都市計画及び地方計画」とす

る。ただし、過去10年間(平成25年度から令和4年度まで)に、官公庁により発注された「駅周辺整備計画」及び「道路交通計画」の策定業務の実績を有する者から選任するものとし、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

(2) 担当技術者

少なくとも1名には技術士又はRCCMの有資格者で、専門分野を「道路」とする。ただし、管理技術者が当該資格を有している場合はこの限りでない。

(提出書類)

第7条 受注者は、本業務実施に当たり、発注者に以下の書類を提出し、承認を得ること。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者等指定(変更)通知書
- (4) 配置技術者経歴書及び技術者資格証(写し)
- (5) 業務実施計画書

(疑義)

第8条 諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第9条 本業務において、発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとする。

(資料の貸与及び返却)

第10条 発注者は、本業務の実施に当たり、必要な関係資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された資料について常にその管理状況を明らかにし、破損亡失事故のないように取扱いに注意するものとする。なお、貸与時期及び期間は、双方協議の上定めるものとする。

(検査及び指示)

第11条 本業務の途中においても、発注者は必要に応じて検査を行い、不備な箇所について必要な指示を与えることができるものとする。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品の瑕疵)

第12条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を、受注者の負担において行うものとする。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第13条 別紙 業務内容書のとおりとする。

## 第3章 成果品

(成果品)

第14条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 報告書 (カラーコピー製本) | 3部 |
| (2) 電子データ (DVD納品)  | 1式 |
| (3) その他発注者が指示する資料  | 1式 |

## 第4章 その他

(その他)

第15条 成果品の所有権は全て発注者のものとし、発注者の承諾を得ずして公表、貸与使用してはならない。